特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
9	国民健康保険事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

吉川市は、国民健康保険事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	

評価実施機関名

吉川市長

公表日

令和7年12月26日

［令和6年10月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険事務
②事務の概要	・国民健康保険法、地方税法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という）の規定に基づき、国民健康保険事務を行う。 ・特定個人情報ファイルは、次の事務について、適正な事務執行に資するため使用する。 ①国民健康保険被保険者資格の管理 ②国民健康保険法等の規定による給付の決定 ③国民健康保険税の賦課徴収 ④オンライン資格確認の準備業務
③システムの名称	国民健康保険システム、宛名口座システム、収納･滞納整理･口座管理システム、住民記録システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、国保総合システム、国保情報集約システム、医療保険者等向け中間サーバー等

2. 特定個人情報ファイル名
資格異動ファイル、緩和措置異動情報ファイル、国民健康保険システム

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」）第9条第1項、別表の24の項【個人番号が利用することができる事務のうち地方税に関する事務（賦課徴収、調査等）が都道府県知事又は市町村長の項】、44の項【個人番号が利用することができる事務のうち国民健康保険に関する事務（保険給付の支給、保険税徴収等）が「市町村長又は国民健康保険組合」の項】 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令　第16条、第24条 ・国民健康保険法第113条の3　第1項、第2項

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[　　実施する　　]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	（情報提供の根拠） ・番号法第19条第8号、第9号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令（以下「利用特定個人情報提供省令」）第2条の表の第三欄（情報提供者）が「医療保険者」の項のうち、第四欄（利用特定個人情報）に「医療保険給付関係情報」又は「医療に関する給付の支給」が含まれる項（2，3，6，13，42，48，56，65，69，83，87,115,125,131,141,158,161,173の項） （情報照会の根拠） ・番号法第19条第8号 ・利用特定個人情報提供省令第2条の表の第一欄（情報照会者）が「市町村長」の項のうち、第二欄（事務）に「国民健康保険に関する事務（保険給付の支給、保険料徴収等）が含まれる項（69，70の項） ＜オンライン資格確認の準備業務＞ ・番号法附則第6条第4項（利用目的：情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備としての機関別符号を取得する等） ・国民健康保険法第113条の3　第1項、第2項	

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康長寿部国保年金課、総務部収納課
②所属長の役職名	国保年金課長、収納課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	健康長寿部国保年金課　埼玉県吉川市きよみ野一丁目1番地　048-982-5116

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	健康長寿部国保年金課　埼玉県吉川市きよみ野一丁目1番地　048-982-5116

9. 規則第9条第2項の適用	[　　]適用した
適用した理由	

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数			
評価対象の事務の対象人数は何人か		[　1万人以上10万人未満　]	＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	令和7年12月1日 時点	
2. 取扱者数			
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[　500人未満　]	＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和7年12月1日 時点	
3. 重大事故			
過去１年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか		[　発生なし　]	＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ　リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[　　基礎項目評価書　　]		＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		**[　　]委託しない**
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		**[　　]提供・移転しない**
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	**[　　]接続しない（入手）**	**[　　]接続しない（提供）**
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		**[　]人手を介在させる作業はない**
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、上記のほか、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。 ・書類に記載された個人番号及び本人情報のデータベースへの入力 ・特定個人情報の記載がある書類等の保管 ・個人番号及び本人情報が記載された書類の廃棄	
9. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検　[○] 内部監査　[　] 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[　　十分に行っている　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策		**[　]全項目評価又は重点項目評価を実施する**
最も優先度が高いと考えられる対策	[9) 従業者に対する教育・啓発] ＜選択肢＞ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	吉川市情報セキュリティポリシーに従い、毎年度、特定個人情報を取り扱うこととなった職員（会計年度任用職員を含む。）等について、教育研修を受講させている。各研修においては受講確認を行い、未受講者に対しては再受講の機会を付与し、関係する全ての職員が研修を受講するための措置を講じている。また、他自治体で漏えい等の事案が発生した際等には、防止策等の周知や注意喚起を行っている。これらの対策を講じていることから、従業者に対する教育・啓発は「十分に行っている」と考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年1月16日	Ⅰ4情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠	（情報提供の根拠） ・番号法第19条第7号 ・番号法別表第二1、2、3、4、5、11、14、17、22、26、27、30、33、39、42、43、46、58、62、80、87、88、93、97、106、109、120の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令（以下「主務省令」）第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第10条、第11条、第19条、第20条、第25条、第33条、第43条、第44条、第46条、第49条、第53条 （情報照会の根拠） ・番号法第19条第7号 ・番号法別表第二27、42、43、44、45の項 ・主務省令第20条、第25条、第26条	（情報提供の根拠） ・番号法第19条第7号 ・番号法別表第二1、2、3、4、5、9、11、12、14、15、17、22、26、27、30、33、39、42、43、46、58、62、78、80、87、88、93、97、106、109、110、120の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令（以下「主務省令」）第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第10条の2、第11条の2、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第25条、第33条、第41条の2、第43条、第44条、第46条、第49条、第53条、第55条の2、第59条の3 （情報照会の根拠） ・番号法第19条第7号 ・番号法別表第二27、42、43、44、45の項 ・主務省令第20条、第25条、第25条の2、第26条	事後	
平成28年4月1日	Ⅰ5評価実施機関における担当部署①部署	健康福祉部国保年金課	健康福祉部国保年金課、総務部収納課	事後	
平成28年4月1日	Ⅰ5評価実施機関における担当部署②所属長	国保年金課長 山口剛介	国保年金課長 山口剛介、収納課長 桜井健一	事後	
平成29年1月16日	Ⅱしきい値判断項目Ⅰ対象人数 いつの時点の計数か	平成27年12月1日時点	2016/12/1	事後	
平成29年1月16日	Ⅱしきい値判断項目Ⅰ取扱者数いつの時点の計数か	平成27年12月1日時点	2016/12/1	事後	
平成29年4月1日	Ⅰ5評価実施機関における担当部署①部署	健康福祉部国保年金課、総務部収納課	健康長寿部国保年金課、総務部収納課	事後	
平成29年4月1日	Ⅰ5評価実施機関における担当部署②所属長	国保年金課長 山口剛介、収納課長 桜井健一	国保年金課長 本間廣勝、収納課長 桜井健一	事後	
平成29年4月1日	Ⅰ7特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求　請求先	健康福祉部国保年金課　吉川市吉川2－1－1 048-982-5116（直通）	健康長寿部国保年金課　吉川市吉川2－1－1 048-982-5116（直通）	事後	
平成29年4月1日	Ⅰ8特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ　連絡先	健康福祉部国保年金課　吉川市吉川2－1－1 048-982-5116（直通）	健康長寿部国保年金課　吉川市吉川2－1－1 048-982-5116（直通）	事後	
平成30年1月19日	Ⅱしきい値判断項目Ⅰ対象人数 いつの時点の計数か	平成28年12月1日 時点	平成29年12月1日 時点	事後	
平成30年1月19日	Ⅱしきい値判断項目Ⅰ取扱者数いつの時点の計数か	平成28年12月1日 時点	平成29年12月1日 時点	事後	
平成31年1月24日	Ⅰ4情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠	（情報提供の根拠） ・番号法第19条第7号 ・番号法別表第二1、2、3、4、5、9、11、12、14、15、17、22、26、27、30、33、39、42、43、46、58、62、78、80、87、88、93、97、106、109、110、120の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令（以下「主務省令」）第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第10条の2、第11条の2、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第25条、第33条、第41条の2、第43条、第44条、第46条、第49条、第53条、第55条の2、第59条の3 （情報照会の根拠） ・番号法第19条第7号 ・番号法別表第二27、42、43、44、45の項 ・主務省令第20条、第25条、第25条の2、第26条	（情報提供の根拠） ・番号法第19条第7号 ・番号法別表第二1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、80、87、88、93、97、106、109、119の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令（以下「主務省令」）第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第10条の2、第11条の2、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条、第31条の2、第33条、第43条、第44条、第46条、第49条、第53条、第55条の2、第59条の3 （情報照会の根拠） ・番号法第19条第7号 ・番号法別表第二27、42、43、44、45の項 ・主務省令第20条、第25条、第25条の2、第26条	事後	
平成31年1月24日	Ⅰ7特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求　請求先	健康長寿部国保年金課　吉川市吉川2－1－1 048-982-5116（直通）	健康長寿部国保年金課　吉川市きよみ野1－1 048-982-5116（直通）	事後	
平成31年1月24日	Ⅰ8特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ　連絡先	健康長寿部国保年金課　吉川市吉川2－1－1 048-982-5116（直通）	健康長寿部国保年金課　吉川市きよみ野1－1 048-982-5116（直通）	事後	
平成31年1月24日	評価実施機関における担当部署	国保年金課長 本間廣勝、収納課長 桜井健一	国保年金課長、収納課長	事後	
平成31年1月24日	しきい値判断項目　対象人数	平成29年12月1日時点	平成31年1月1日時点	事後	
平成31年1月24日	しきい値判断項目　取扱者数	平成29年12月1日時点	平成31年1月1日時点	事後	
令和2年1月16日	Ⅰ1特定個人情報ファイルを取り扱う事務②事務の概要	・中間サーバーは、情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)、既存システム、団体内統合宛名システム等の各システムとデータの受け渡しを行うことで、符号の取得や各情報保有機関で保有する特定個人情報の照会と提供等の業務を実現する。 ・国民健康保険は、国民健康保険法に基づき、他の健康保険に加入していない住民を対象にする医療保険である。 ・特定個人情報ファイルは、適正に国民健康保険被保険者資格の管理等を行うため、次の事務について使用する。 ①国民健康保険被保険者資格の管理 ②国民健康保険法等の規定による給付の決定 ③国民健康保険税の賦課徴収	・中間サーバーは、情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)、既存システム、団体内統合宛名システム等の各システムとデータの受け渡しを行うことで、符号の取得や各情報保有機関で保有する特定個人情報の照会と提供等の業務を実現する。 ・国民健康保険は、国民健康保険法に基づき、他の健康保険に加入していない住民を対象にする医療保険である。 ・特定個人情報ファイルは、次の事務について、適正な事務執行に資するため使用する。 ①国民健康保険被保険者資格の管理 ②国民健康保険法等の規定による給付の決定 ③国民健康保険税の賦課徴収 ④オンライン資格確認の準備業務	事前	
令和2年1月16日	Ⅰ1特定個人情報ファイルを取り扱う事務②事務の概要	国民健康保険システム、宛名口座システム、収納・滞納管理システム、住民記録システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー	国民健康保険システム、宛名口座システム、収納・滞納管理システム、住民記録システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、国保総合システム、国保情報集約システム	事前	
令和2年1月16日	Ⅰ3個人番号の利用	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」）第9条第1項、別表第一16、30の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第16条、第24条各号	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」）第9条第1項、別表第一16、30の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第16条、第24条各号 ・国民健康保険法第113条の3第1項、第2項	事前	
令和2年1月16日	Ⅰ4情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠	（情報提供の根拠） ・番号法第19条第7号 ・番号法別表第二1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、80、87、88、93、97、106、109、119の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令（以下「主務省令」）第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第10条の2、第11条の2、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条、第31条の2、第33条、第43条、第44条、第46条、第49条、第53条、第55条の2、第59条の3 （情報照会の根拠） ・番号法第19条第7号 ・番号法別表第二27、42、43、44、45の項 ・主務省令第20条、第25条、第25条の2、第26条	（情報提供の根拠） ・番号法第19条第7号 ・番号法別表第二1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、80、87、88、93、97、106、109、120の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令（以下「主務省令」）第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第10条の2、第11条の2、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条、第31条の2、第33条、第43条、第44条、第46条、第49条、第53条、第55条の2、第59条の3 （情報照会の根拠） ・番号法第19条第7号 ・番号法別表第二27、42、43、44、45の項 ・主務省令第20条、第25条、第25条の2、第26条 <オンライン資格確認の準備業務> ・番号利用法附則第6条第4項（利用目的：情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備としての機関別符号を取得する等） ・国民健康保険法第113条の3第1項、第2項	事後	
令和2年1月16日	しきい値判断項目　対象人数	平成31年1月1日時点	令和1年12月1日時点	事後	
令和2年1月16日	しきい値判断項目　取扱者数	平成31年1月1日時点	令和1年12月1日時点	事後	
令和2年12月25日	しきい値判断項目　対象人数	令和1年12月1日時点	令和2年12月1日時点	事後	
令和2年12月25日	しきい値判断項目　取扱者数	令和1年12月1日時点	令和2年12月1日時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年9月1日	Ⅰ4情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠	（情報提供の根拠） ・番号法第19条第7号、第8号、別表第二の1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、80、87、88、93、97、106、109、120の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令（以下「別表第二省令」）第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第10条の2、第11条の2、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条、第31条の2、第33条、第43条、第44条、第46条、第49条、第53条、第55条の2、第59条の3 （情報照会の根拠） ・番号法第19条第7号、別表第二の27、42、43、44、45の項 ・別表第二省令第20条、第25条、第25条の2、第26条 <オンライン資格確認の準備業務> ・番号利用法附則第6条第4項（利用目的：情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備としての機関別符号を取得する等） ・国民健康保険法第113条の3第1項、第2項	（情報提供の根拠） ・番号法第19条第8号、第9号、別表第二の1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、80、87、88、93、97、106、109、120の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令（以下「別表第二省令」）第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第10条の2、第11条の2、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条、第31条の2、第33条、第43条、第44条、第46条、第49条、第53条、第55条の2、第59条の3 （情報照会の根拠） ・番号法第19条第8号、別表第二の27、42、43、44、45の項 ・別表第二省令第20条、第25条、第25条の2、第26条 <オンライン資格確認の準備業務> ・番号利用法附則第6条第4項（利用目的：情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備としての機関別符号を取得する等） ・国民健康保険法第113条の3第1項、第2項	事後	
令和3年12月24日	しきい値判断項目　対象人数	令和2年12月1日時点	令和3年12月1日時点	事後	
令和3年12月24日	しきい値判断項目　取扱者数	令和2年12月1日時点	令和3年12月1日時点	事後	
令和4年1月28日	Ⅰ2特定個人情報ファイル名	国民健康保険被保険者ファイル、国民健康保険税納税者ファイル	資格異動ファイル、緩和措置異動情報ファイル、国民健康保険税納税者ファイル	事前	
令和4年1月28日	しきい値判断項目　対象人数	令和3年12月1日時点	令和4年1月1日時点	事前	
令和4年1月28日	しきい値判断項目　取扱者数	令和3年12月1日時点	令和4年1月1日時点	事前	
令和4年12月23日	しきい値判断項目　対象人数	令和4年1月1日時点	令和4年12月1日時点	事後	
令和4年12月23日	しきい値判断項目　取扱者数	令和4年1月1日時点	令和4年12月1日時点	事後	
令和5年12月25日	Ⅰ1特定個人情報ファイルを取り扱う事務③システムの名称	国民健康保険システム、宛名口座システム、収納・滞納管理システム、住民記録システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、国保総合システム、国保情報集約システム	国民健康保険システム、宛名口座システム、収納・滞納整理・口座管理システム、住民記録システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、国保総合システム、国保情報集約システム	事後	
令和5年12月25日	Ⅰ2特定個人情報ファイル名	資格異動ファイル、緩和措置異動情報ファイル、国民健康保険税納税者ファイル	資格異動ファイル、緩和措置異動情報ファイル、国民健康保険システム	事後	
令和5年12月25日	しきい値判断項目　対象人数	令和4年12月1日時点	令和5年12月1日時点	事後	
令和5年12月25日	しきい値判断項目　取扱者数	令和4年12月1日時点	令和5年12月1日時点	事後	
令和6年12月27日	Ⅰ関連情報　1．特定個人情報ファイルを取り扱う事務　②事務の概要	・国民健康保険は、国民健康保険法に基づき、他の健康保険に加入していない住民を対象にする医療保険である。 ・特定個人情報ファイルは、次の事務について、適正な事務執行に資するため使用する。 ①国民健康保険被保険者資格の管理 ②国民健康保険法等の規定による給付の決定 ③国民健康保険税の賦課徴収 ④オンライン資格確認の準備業務 ・中間サーバーは、情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)、既存システム、団体内統合宛名システム等の各システムとデータの受け渡しを行うことで、符号の取得や各情報保有機関で保有する特定個人情報の照会と提供等の業務を実現する。	・国民健康保険法、地方税法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という）の規定に基づき、国民健康保険事務を行う。 ・特定個人情報ファイルは、次の事務について、適正な事務執行に資するため使用する。 ①国民健康保険被保険者資格の管理 ②国民健康保険法等の規定による給付の決定 ③国民健康保険税の賦課徴収 ④オンライン資格確認の準備業務	事後	
令和6年12月27日	Ⅰ関連情報　2．特定個人情報ファイルを取り扱う事務　③システムの名称	国民健康保険システム、宛名口座システム、収納・滞納整理・口座管理システム、住民記録システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、国保総合システム、国保情報集約システム	国民健康保険システム、宛名口座システム、収納・滞納整理・口座管理システム、住民記録システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、国保総合システム、国保情報集約システム、医療保険者等向け中間サーバー等	事後	
令和6年12月27日	Ⅰ関連情報　3．個人番号の利用　法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」）第9条第1項、別表第一16、30の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第16条、第24条各号 ・国民健康保険法第113条の3第1項、第2項	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」）第9条第1項、別表の24の項【個人番号が利用することができる事務のうち地方税に関する事務（賦課徴収、調査等）が都道府県知事又は市町村長の項】、44の項【個人番号が利用することができる事務のうち国民健康保険に関する事務（保険給付の支給、保険税徴収等）が「市町村長又は国民健康保険組合」の項】 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令　第16条、第24条 ・国民健康保険法第113条の3　第1項、第2項	事後	
令和6年12月27日	Ⅰ関連情報　4．情報提供ネットワークシステムによる情報連携　②法令上の根拠	（情報提供の根拠） ・番号法第19条第8号、第9号、別表第二の1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、80、87、88、93、97、106、109、120の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令（以下「別表第二省令」）第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第10条の2、第11条の2、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条、第31条の2、第33条、第43条、第44条、第46条、第49条、第53条、第55条の2、第59条の3 （情報照会の根拠） ・番号法第19条第8号、別表第二の27、42、43、44、45の項 ・別表第二省令第20条、第25条、第25条の2、第26条 <オンライン資格確認の準備業務> ・番号利用法附則第6条第4項（利用目的：情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備としての機関別符号を取得する等） ・国民健康保険法第113条の3第1項、第2項	（情報提供の根拠） ・番号法第19条第8号、第9号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令（以下「利用特定個人情報提供省令」）第2条の表の第三欄（情報提供者）が「医療保険者」の項のうち、第四欄（利用特定個人情報）に「医療保険給付関係情報」又は「医療に関する給付の支給」が含まれる項（2，3，6，13，42，48，56，65，69，83，87,115,125,131,141,158,161,173の項） （情報照会の根拠） ・番号法第19条第8号 ・利用特定個人情報提供省令第2条の表の第一欄（情報照会者）が「市町村長」の項のうち、第二欄（事務）に「国民健康保険に関する事務（保険給付の支給、保険料徴収等）が含まれる項（69，70の項） <オンライン資格確認の準備業務> ・番号法附則第6条第4項（利用目的：情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備としての機関別符号を取得する等） ・国民健康保険法第113条の3　第1項、第2項	事後	
令和6年12月27日	しきい値判断項目　対象人数	令和5年12月1日時点	令和6年12月1日時点	事後	
令和6年12月27日	しきい値判断項目　取扱者数	令和5年12月1日時点	令和6年12月1日時点	事後	
令和6年12月27日	Ⅳリスク対策　9．監査　実施の有無	自己点検	自己点検、内部監査	事後	
令和7年12月26日	しきい値判断項目　対象人数	令和6年12月1日時点	令和7年12月1日時点	事後	再実施
令和7年12月26日	しきい値判断項目　取扱者数	令和6年12月1日時点	令和7年12月1日時点	事後	再実施